

受講費用最大6割給付

ひとり親家庭等の方の就職に有利な資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金事業のしおり

郡山市では、ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しています。
ご希望の方は、必ず講座申込前にご相談ください。

1 対象となる講座	3 支給額
<p>① 雇用保険制度の一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座</p> <p>② 雇用保険制度の特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p> <p>※ インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで制度の概要、対象講座について確認することが出来ます。</p>	<p>① 「1 対象となる講座」のうち、「①、②」の講座を受講する場合 →対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）</p> <p>② 「1 対象となる講座」のうち、「③」の講座を受講する場合 →対象講座の受講料の6割相当額（上限80万円、下限1万2千円）</p> <p>※1 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は①・②の金額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。</p> <p>※2 受講料の対象は、「入学金」と「受講料」です。</p>
2 対象者	4 その他（みなし寡婦の適用）
<p>市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父母で、次の条件すべてを満たす方</p> <p>① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であること。</p> <p>② 今までに訓練給付金を受給していないこと。</p> <p>③ 適職に就くために必要と認められること。</p>	<p>平成30年8月から、未婚の母子（父子）の方が受講希望する場合、地方税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用します。令和3年度（令和2年分）の所得からは、みなし寡婦適用は、なくなります。</p>

■ 連絡先

〒963-8025

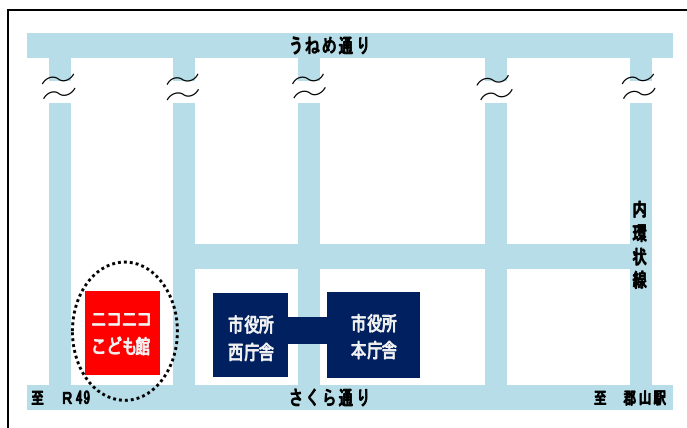
郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭支援課
こども家庭相談センター
(ニコニコこども館 2階)

電話 024-924-3341

FAX 024-933-6665

e-mail : kodomosien@city.koriyama.lg.jp



5 手続きの流れ

1 事前相談

基本的な要件や必要書類をお伝えいたします。受講を希望する講座のパンフレットその他の講座の内容が分かるものを持って来所ください。

※受講の【申込前】に

2 市へ受講資格確認申請

「書類1」をご持参の上、こども家庭支援課こども家庭相談センターまでお越しください。審査後、書類審査の結果をお知らせいたします。

3 受講申込・受講

市から「受講資格確認書」が届いたら、講座の申込手続、受講料の支払をしてください。

4 市へ給付金申請

講座修了後、「書類2」をご持参の上、こども家庭支援課こども家庭相談センターまでお越しください。

- ※1 講座修了後30日以内に提出してください。
- ※2 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講し専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、専門実践教育訓練給付金の確定後30日以内に提出してください。

5 給付金支給

書類審査後、給付金を支給いたします。なお、審査結果は「支給決定通知書」でお知らせいたします。

6 必要書類

「書類1」受講資格確認時必要書類

①	自立支援教育訓練給付金事業受講資格確認願
②	戸籍謄本
③	住民票
④	児童扶養手当証書の写し
⑤	地方税関係情報取得について取得することの「同意書」
⑥	所得課税証明書
⑦	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
⑧	ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給要件回答書」
⑨	講座の受講期間・受講費用の内訳が確認できる書類
⑩	マイナンバーが確認できる書類

「書類2」支給申請時必要書類

①	自立支援教育訓練給付金支給申請書
②	受講対象講座指定通知書
③	教育訓練修了証明書
④	教育訓練経費に係る領収書
⑤	教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
⑥	預金通帳の写し

※ 必要書類は場合によっては省略できる場合があります。詳細は申請手続の際に説明いたします。



●高等職業訓練促進給付金事業について

郡山市では看護師等の就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上修業する場合、修学期間中及び修了後に給付金を支給して生活の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施しています。詳しくは、郡山市こども部こども家庭支援課こども家庭相談センター（024-924-3341）までお問い合わせください。